

表題	概要	備考
「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社からの車両持ち込みが可能であること、宿泊施設等が保有する車両等を実施主体である観光協会等に提供することが可能であることを明記。また、その際に発生する委託料について、株式会社・宿泊施設の利潤を含めて支払うことを可能とする。 ・事業者協力型自家用有償旅客運送について、従来は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めていたが、新たに「運行管理」に加えて「配車サービスの提供」に交通事業者が協力する場合も認める。 ・更新登録手続きの際に添付省略可能な書類を追加。 	
「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社からの車両持ち込みが可能であることを明記。 ・事業者協力型自家用有償旅客運送について、従来は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めていたが、新たに「運行管理」に加えて「配車サービスの提供」に交通事業者が協力する場合も認める。 ・更新登録手続きの際に添付省略可能な書類を追加。 	
「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部改正について	<p>区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価を「当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること」から「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割(運輸局においてインターネット等により、当該地域の運送の対価を公表する。)」に変更。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも引き続き可能とする。</p>	運輸局においてインターネット等により、地域の運送の対価を公表する。
「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・更新登録を行う場合に際して、意見公募形式によることができるものとする。 ・「交通空白地」として、「半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」、「当該地域における一般旅客自動車運送事業者・鉄道事業者・軌道事業者の営業時間外」を例示。 	
「自家用有償旅客運送に係る運用上の留意事項等について(技術的助言)」について	<p>区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価を「当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること」から「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割(運輸局においてインターネット等により、当該地域の運送の対価を公表する。)」に変更。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも引き続き可能とする。</p>	
「株式会社が保有する自家用車の活用」及び「観光地において宿泊施設が保有する自家用車の活用」について	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地有償運送の実施地域において、実施主体からの受託による「株式会社が保有する自家用車の活用」及び「観光地において宿泊施設が保有する自家用車の活用」について具体例、手続き方法を明示。 ・株式会社に対する委託費については、株式会社の利潤も含めた支払いが可能であることを明示。 	
自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について	運送の対価の具体的な目安設定における考え方を明示。	